

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

あきる野市子ども家庭部保育課長

保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応の変更について

日頃より、あきる野市の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴い、本市保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応を下記のとおり変更しますので、保護者の皆様には、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

		令和5年4月1日以降	令和5年5月8日以降
自宅療養期間	陽性者 (症状あり)	発症日から7日間経過し、かつ、 症状軽快後24時間経過した場合は、 8日目から療養解除	発症日から <u>5日間</u> 経過し、かつ、 症状軽快後24時間経過した場合は、 <u>6日目</u> から療養解除
	陽性者 (症状なし)	検体採取日から7日間経過し、8 日目から療養解除	検体採取日から <u>5日間</u> 経過し、 <u>6 日目</u> から療養解除
	濃厚接触者 (家庭内感染)	感染対策が講じられた日から起 算して5日間	感染が確認されていないければ、 <u>自宅療養の対象にはなりません</u> が、 <u>手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を心がけてください</u> 。ただし、普段と異なる症状がある場合には、無理をして登園しないようにしてください。
	濃厚接触者 (園内クラスター発生時)	感染者との最終接触日から起算 して5日間	
マスクの着用	園児	マスクの着用は <u>求めません</u> 。 (基礎疾患がある等の事情により、引き続きマスクの着用を希望する子どもに対しては、マスクを外すよう強いることがないよう適切に配慮します。) ※周りの方への配慮から、 <u>陽性者については、発症日から10日間経過するまでは、マスクの着用にご協力ください</u> 。	
	保護者	着用は <u>個人の判断に委ねます</u> 。 (感染対策上、施設が園職員及び保護者に対してマスクの着用を求めることは許容されています。 <u>各施設の対応にご協力ください</u> 。)	
	園職員		
新型コロナウイルス感染による保育料減免措置		令和5年3月10日付けで通知したとおり、令和5年4月以降は行いません。	
登園自粛要請又は休園		園児及び園職員間でクラスターが発生した場合でも、登園自粛、休園の要請は行いません。	

問合せ先

あきる野市子ども家庭部保育課保育係

電話 042-558-1982